

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 新中長期目標(案)の概要

【資料1-2】

新中長期目標期間(7年)
平成28年4月1日～平成35年3月31日

政策体系における法人の位置付け及び役割

- 自然災害の被害を低減し、安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるために、災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、復旧・復興に資する科学技術、すなわち、防災科学技術を長期的な視野に立ち継続して取り組んでいく必要がある。
- 防災科学技術研究所は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図る。
- 災害対策基本法に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施。
- 地震調査研究推進本部の下で実施されている我が国の地震調査研究において、中核的な役割を引き続き担っていく。
- 「『日本再興戦略』改訂2015」、「科学技術イノベーション総合戦略2015」、「仙台防災枠組2015-2030」等に貢献すべく「自然災害観測・予測・対策技術」に関する研究開発や「自然災害に対する強靱な社会の実現」、「災害リスクの低減」に向けた研究開発に取り組む。
- 我が国全体としての防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、関係府省や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等との連携・協働の強化を図り、防災科学技術研究におけるイノベーションの創出に取り組む。

策定にあたってのポイント

防災科学技術研究所中期目標期間の業績についての見込評価を踏まえた「国立研究開発法人防災科学技術研究所見直し内容(平成27年10月2日 文部科学省)」や総務省独立行政法人制度評価委員会からの意見等を踏まえて策定。主な指摘事項は以下の通り。

- 国立研究開発法人防災科学技術研究所見直し内容(平成27年10月2日 文部科学省)
 - 自然災害を対象とする事業であり、様々な時空間スケールの現象を扱うが故に成果創出に要する時間も様々であることから、中長期目標期間を7年とする。
 - クロスアポイントメント制度等を活用し、関係府省、共同研究開発機関、協力機関との連携・協働を強化する。また、自治体との連携・協働を強化する。
 - 平成25年閣議決定に基づき、地震・津波観測監視システム(DONET)について、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)とともに、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。また、海洋研究開発機構との連携を含めた管理運営体制を整備する。
 - 理事長のリーダーシップの下、研究開発成果の最大化を図るため、迅速かつ効果的、効率的な組織運営を行う体制を構築する。
 - 共同調達について、平成25年度より参画している「茨城県内7機関共同調達連絡協議会」を通じた共同調達の拡充について、参画機関間で検討を行う。
- 総務省独立行政法人制度評価委員会からの意見における指摘事項
 - 本法人が行うべき役割、他の研究機関との役割分担や研究成果の共有などの連携についての方針を策定し、個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表し、その目指すべき成果について、政策と関連付けた目標を設定すべき。
 - 地震・津波観測監視システム移管後、それをういた災害の観測・予測技術の研究開発について、どのような内容について、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すべき。また、移管により、これまでの研究開発の成果に比して観測精度を向上させるなど、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すべき。
 - 先端的な実験施設については、法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、実績の乏しい先端的な実験施設については、原因分析を行うとともに、その分析結果を踏まえ、他の機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定し、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施すべき。

国立研究開発法人 防災科学技術研究所

新中長期目標(案)の概要

【資料1-2】

研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- 1 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成[P4~10]
 - 我が国の防災科学技術の中核的機関として、先端的研究基盤、クロスアポイントメント制度の活用等により、産学官による研究開発を一体的に進める基盤を構築する。
 - 地震調査研究推進本部の計画等を踏まえて、海陸の基盤的地震観測網や基盤的火山観測網の整備・安定的運用を継続し、観測データの関係機関との共有や利用促進を図り、国内外の関係機関における研究、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献。
 - 我が国全体の防災科学技術に関する研究開発を推進するため、実大三次元震動破壊実験施設(Eーディフェンス)等の先端的な研究基盤施設について外部研究機関との共用を促進。
 - 関係府省や地方公共団体、民間企業等のニーズを踏まえた研究を進めるなど、研究成果が活用され普及するための取組を進める。
 - 災害対策基本法に基づく指定公共機関として、重大な災害が発生した場合には、情報提供を関係機関などへ迅速に行う。
- 2 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進[P10~12]
 - S-net及びDONETを含む海陸の基盤的地震観測網等の観測データと大規模シミュレーションを活用して、地震動・津波即時予測のための研究開発を実施し、迅速かつ高精度な地震や津波の早期警報及び直後の被害予測の実現に向けた研究開発を推進。
 - 将来発生し得る大規模な地震に関する地殻活動等の把握や地震発生の長期評価等の高度化に関する研究に取り組み、地震調査研究推進本部の施策に貢献。
 - 基盤的火山観測網と各種リモートセンシング技術やモニタリング技術等を活用し、火山災害過程の把握し、火山災害の軽減につながるリスクコミュニケーションの在り方に関する研究を推進。
- 3 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発の推進[P12]
 - Eーディフェンスを活用して、実験データの取得・蓄積・解析とその公開・提供を通じて、地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に貢献。
- 4 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進[P12~14]
 - 先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短時間のゲリラ豪雨等の予測技術開発し、ステークホルダーと協働して成果の社会実装につながる取組を推進。
 - 災害時の被害拡大防止及び復旧・復興のため、被害状況の推定及び把握技術の開発や災害対策支援技術の研究開発を社会実装に向けて実施。また、行政、民間、住民といった社会を構成するステークホルダーと協働して、災害リスク情報の共有及び利活用技術の開発等を推進。

業務運営の効率化に関する事項

- 研究開発成果の最大化に向けて、戦略立案を行う企画機能、研究推進・支援体制等を強化し、柔軟かつ効率的なマネジメント体制を確立。[P14 ~17]
- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。[P14 ~17]
- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施。[P18]
- 共同調達については、茨城県内の複数機関が参画している協議会等を通じて、継続的に取り組む。[P18]

財務内容の改善に関する事項・その他業務運営に関する重要事項

- 運営費交付金を充当して行う事業については、予算執行を効率化する。保有財産については、その保有の必要性について見直しを行う。[P17]
- 競争的研究資金等の外部資金の積極的な獲得や大規模実験施設についてはニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、安定した自己収入の確保に取り組む。[P18~19]
- 国民の理解を深めるため、情報発信やアウトリーチに努める。[P19~20]
- コンプライアンス、情報セキュリティ対策の推進。[P20]